

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第29号平成29年度大治町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第29号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

3番林 健児でございます。

総務教育常任委員会は、9月14日午前10時より開会いたしました。本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定いたしましたので会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第29号平成29年度大治町一般会計補正予算につきましては、審査の結果、賛成4、反対1の賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

電子計算業務費のシステム改修等業務委託料248万4000円の内容はとの問いに対しまして、国保連の方でレセプトの様式が変わるので、それに合わせたデータが取り入れられるようにシステムを変更するとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長の報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

6番後藤田麻美子です。

福祉建設常任委員会は、9月15日午前10時より開会をいたしました。

本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定をいたしましたので会

議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第29号平成29年度大治町一般会計補正予算（第3号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

高齢者保護措置費の内容はどの問いに対しまして、今回措置の対象となった方はひとり暮らしで生活上において自宅での生活が困難だとの理由によって措置に至ったものであるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。本一般会計補正予算の中の電子計算業務費、システム改修等業務委託料に関して反対する立場で発言をさせていただきます。

この委託料ですけれども国保の広域化に伴うものでございます。先ほど委員長が報告いたしましたようにそれによってレセプトの変更が伴うということでございます。しかしながらちょっと委員会の中では内容的には福祉部に所属する関係で問題点を明らかにする質疑ができませんでした。これについては行政側の以後の対応をお願いしたいと思っておりますが、そういう質疑にかかわらずこの委託料に関しては国保の広域化に伴うものであり、国保の広域化、非常に問題があると思っております。よって、本補正予算に反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○1番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

1番若山照洋君。

○1番（若山照洋君）

1番若山照洋です。議案第29号を賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正は、歳出において人事異動などに伴う人件費や国保などのレセプトの変更のためのシステム改修等業務委託料、学生の英語力向上のためのイングリッシュキャンプ委託料や英語検定料補助金を計上していること。また、歳入では地方特例交付金、地方交付税を増額し、国・県支出金の還付につきましても適正に計上されており、いずれも適切な措置でありますので私はこの案件に賛成するものであります。皆様のご賛同をお願いします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決いたします。

本案に対する各委員長報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第29号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第30号平成29年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第30号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第30号平成29年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。  
これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。  
これから議案第30号を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員であります。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第31号平成29年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第31号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第31号平成29年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。  
これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第32号平成29年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第32号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第32号平成29年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第33号平成28年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第33号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第33号平成28年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、審査の結果、賛成4、反対1の賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

図書管理システムでインターネットを使い、他の図書館の本も予約可能となったが平成28年度の利用者の実績はどの問いに、システム導入前に比べ利用者は確実にふえており、平成28年度の実績は他の図書館から借り受けたのが42冊、愛知県から借り受けたのが70冊であったとの答弁でした。

また、八ツ屋第二自転車駐車場に防犯カメラを設置したが、効果の検証と今後の方針はどの問いに、防犯カメラ設置は犯罪の抑止に非常に効果があると考えており、今後も自転車置場に設置していくとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長の報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第33号平成28年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

資源回収に伴う収益金について、前年に比べると減額となっているが何か原因があったのかとの問いに対しまして、回収量自体はさほど変わってはいないが単価の上下移動が非常に激しいということで、今回特に金属類の単価が下がってしまったことが主な原因であるとの答弁でした。

次に、広域ファミリー・サポート・センター事業負担金の全体事業費の内容はどの問いに対しまして、総額は809万2140円で大治町負担分は206万9183円。事業内容としては登録説明会として12回、子供を預かる方の養成講座を年4回、全体向けのスキルアップ研修1回、全体の交流会1回、広報誌の発行を年2回、その他は事務局の開設費であるとの答弁でした。

また、地域用水環境整備事業の負担金について、施工延長が37メートルとなっているが全体に対してどれぐらい完成したのかという問いに対しまして、この事業の工期は平成27年度から32年度までの予定であり、事業全体は677メートルで平成28年度末で延長として18%が完成したとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。この一般会計歳入歳出決算書でございますが、その中にマイナンバー制度に伴うものが多々含まれております。マイナンバー制度、非常に問題

があると考えております。それに対する歳出が含まれているということで反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○5番（折橋盛男君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番折橋盛男君。

○5番（折橋盛男君）

5番折橋盛男です。平成28年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

一般会計歳入歳出決算は、老朽化による建物の改修や住民サービスの向上などに的確な予算執行が行われております。また、子育て支援の充実や東部児童クラブ室の建てかえによる放課後児童クラブの拡充が図られております。災害対策では移動系防災行政無線の機能強化や避難所に災害用発電機を整備、また、防犯対策ではバス停、駐輪場へ防犯カメラの設置に取り組み、住民の安全安心の向上が図られております。これら事業推進のための財源は適切に措置されており、私はこの案件に賛成するものであります。皆様の賛同をお願い申し上げます。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第33号は認定されました。

日程第6、議案第34号平成28年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第34号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）



議案第34号平成28年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

国保運営協議会の費用が上がっているがその内容はどの問いに対しまして、28年度については5月と翌年2月に実施し、2月に開催した折に都道府県化についての概略のみの説明があったとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。本決算でございます。まず1点、国保の広域化を見越して国の方針の中で保険基盤安定繰入金、これがふえてきております。それは本来、低所得者の保険税を引き下げるためのものでありますが、それが特別に措置されておられないということ。また、先ほど委員長の報告にもありましたように都道府県化、国保の広域化でございますが、その準備まだまだ非常におくれている。間に合うのかという議論もでございます。そういう点で2点反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○5番（折橋盛男君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番折橋盛男君。

○5番（折橋盛男君）

5番折橋盛男です。平成28年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

国民健康保険は社会保障制度の安定のため国民皆保険体制を支える重要な役割を担っております。この国民健康保険には高齢者あるいは低所得者の方が多く加入されております。そのため一般会計から保険基盤安定繰入等の繰り入れが行われており、保険財政の基盤強化が図られております。さらには特定健康診査等の事業も実施され、被保険者に対する健康づくり対策も行われておりますので、私はこの決算の認定に賛成するものであります。皆様の賛同をよろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第34号は認定されました。

日程第7、議案第35号平成28年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第35号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第35号平成28年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第35号は認定されました。

日程第8、議案第36号平成28年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第36号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第36号平成28年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長の報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第36号平成28年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

返納金についての報告によると、事業所の破産によりいまだ返還されていないとの報告をもらっているが、将来的に回収の見通しがあるのかとの問いに対しまして、あま市にある訪問介護事業所に行き実地監査をしたところ、運営基準違反により給付費の不正利得の返還金を請求することになったものだが、この事業所自体が既に破産し今後回収

することは困難であるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第36号は認定されました。

日程第9、議案第37号平成28年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第37号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第37号平成28年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長の報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第37号平成28年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

平成28年度の接続件数と工事の接続件数、また、累計の接続件数はどの問いに対しまして、平成28年度の接続戸数としては96戸、平成28年度末では1,118戸の接続が確認されているとの答弁でした。また、全体では5割がまだ未接続で接続率を高める努力が大変必要かと思うがどのような手段で進めていくのかとの問いに対しまして、広報等で接続のお願いはしているが、まだ接続をされていないところについては個々に職員が回り接続のお願いをしている。また、マンション等の共同住宅については総会等の場で下水道への切りかえの議題を上げてもらうようお願いをしているとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。公共下水道事業でございます。これは私以前から年間約1%、1年間で1%ぐらいしか供用面積など進んでいないということを指摘させていただいております。今回、委員会の中で他の議員からもそういう指摘がございました。財政状況等を考えるといたし方ないという面があるかもしれませんが、そんなことでいいのかと。やはり問題提起をさせていただき意味で反対とさせていただきます。ただ、対案を出すということは決算でございますので控えさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○2番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

2番松本英隆君。

○2番（松本英隆君）

2番松本英隆です。議案第37号について賛成の立場で討論いたします。

監査委員の報告のとおり予算執行は適正に行われていると考えられます。また、公共下水道事業は衛生面や大雨などに対する被害解消のためにもっとも重要な施策であると考えております。よって、この決算の認定に賛成するものです。皆様の賛同をよろしくお願いします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決いたします。

本案に対する各委員長報告は認定であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第37号は認定されました。

日程第10、議案第38号平成28年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第38号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第38号平成28年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

人間ドック検査委託料について、疾病の早期発見及び健康維持のため人間ドック事業を実施するとあるが今後の方策はとの問いに対しまして、平成20年度から事業を開始しており始まった当時は10人前後でことしは35人と徐々にふえてきている。今後は受けたい人全員が受けることができるように予算措置をしていくとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。後期高齢者医療制度、この制度自体に反対をしております。よって、この本決算書にも反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

平成28年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をします。

後期高齢者医療制度は公費で5割、国が約3割、県が1割、町が1割。後期高齢者支援金として現役世代が約4割、被保険者は約1割負担するという制度でありまして、そういった制度にのっとなって大治町の医療では特定健康診査等こういった事業に大きな金額を投入する。そういったことで誠実に実行されたものであり私は賛成します。

1つ加えて言いますと、ただいま制度に反対ということでありましたが、反対して大治町が単独で行うと国から県からのこういった負担金がなくなります。現役世代からの約4割もみられない。そういう点でいきますと大治町が約5割、被保険者が5割を負担すると大変厳しい運営になってくることは目に見えております。制度が悪いということではありますが、この制度に乗っかって進んでいかないと自殺行為になるのではないかと私は思います。そういう点で反対するのも十分考えていただきたいことを提起して賛成討論とします。終わります。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第38号は認定されました。

日程第11、議案第40号損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案第40号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第40号損害賠償の額を定めることにつきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

議題外発言は若干ありましたが、質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。



質疑はありませんか。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

今、委員長が議題外発言と言われましたが、具体的にはどのような議題外発言があったのでしょうか。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時35分 休憩

午前10時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、同意議案第14号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

同意議案第14号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

次の者を大治町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。平成29年9月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、立松知重委員の任期が平成29年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き委員として任命するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、同意議案第14号は会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、同意議案第14号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第14号を採決いたします。

同意議案第14号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第14号は原案のとおり同意することに決定をい

たしました。

日程第13、同意議案第15号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

同意議案第15号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

次の者を大治町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。平成29年9月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、三輪明広委員の任期が平成29年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き委員として任命するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、同意議案第15号は会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、同意議案第15号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第15号を採決いたします。

同意議案第15号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第15号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時40分 休憩

午前10時48分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、発議第5号道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○2番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

2番松本英隆君。

○2番（松本英隆君）

発議第5号道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成29年9月5日提出、提出者大治町議会議員松本英隆。

意見書案文を要約して提案理由の説明とさせていただきます。

本町は名古屋市に隣接していることから急速に都市化が進んでいます。一方で本地域は国内最大の海拔ゼロメートル地域に位置しており、社会インフラの老朽化対策など早期に取り組むべき課題が山積しております。道路は地域の発展や経済、社会活動を支える最も重要な社会基盤であるとともに、災害時には避難や救援活動、復旧、復興に欠かせない施設であります。これまで道路事業は道路設備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定により平成29年度までの時限措置として補助率等がかさ上げされてきましたが、このかさ上げ措置の廃止は地方の財政負担の増加をもたらすことになり、その影響は深刻かつ重大なものであります。

よって、国におかれましては来年度以降も迅速かつ確実な道路整備により地域の発展

と安全安心を確保するため特段の措置を講じられるよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣であります。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、発議第5号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、発議第5号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

最初に、発議第5号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決いたします。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、発議第5号は可決されました。

日程第15、発議第6号政府に対して、すみやかに核兵器禁止条約に加入することを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

発議第6号政府に対して、すみやかに核兵器禁止条約に加入することを求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成29年9月5日提出、提出者大治町議会議員吉原経夫。

この意見書で幾つか疑問点が出てくると思いますので、まずその疑問点について幾つかご説明させていただきます。

1点目ですが、この核兵器禁止条約です。国連加盟国の約3分の2にあたる122カ国が賛成しております。しかし、核兵器保有国とその核の傘に入っている同盟国は入っておりません。実効性がないという議論も出てくると思いますが、実はこれ核兵器禁止条約、核兵器の持ち込みも禁止しております。ですから、核兵器保有国は核兵器をこの条約批准国には持ち込めない。ですから、核兵器保有国の核の軍事作戦を非常に縛るものでございます。また、この条約に加盟しなくても道義的責任は非常にあるものでございます。ですから非常に実効性のあるものだと考えます。

2点目でございます。この意見書の案を出してから北朝鮮の軍事行動等々ございました。北朝鮮の軍事行動でございますが、北朝鮮の軍事行動、当然容認すべきものではございません。糾弾すべきものでございますが、アメリカの核に対抗するものでございます。ですから、この核兵器禁止条約、核兵器保有国が参加すれば北朝鮮のそういう軍事行動もとめられることができる、実効性のあるものだというところでございます。また、安倍首相が日本政府としてこの核兵器禁止条約には入らないと言っておりますが、それに対して広島、長崎の関係者、被爆者の方から日本が率先して橋渡しをやるべきであるという意見が述べられております。非常にそのとおりだと思います。ですから、この意見書を皆様ご採択いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、発議第6号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、発議第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

最初に、発議第6号の原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決いたします。

発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 2名]

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、発議第6号は否決されました。

日程第16、発議第7号最低賃金の引き上げを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

発議第7号最低賃金の引き上げを求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成29年9月5日提出、提出者大治町議会議員吉原経夫。

この意見書でございます。8月17日までに全ての都道府県で今後1年間の最低賃金が決まり、全国平均でも25円引き上げられ時給848円と上がっております。しかしながら、その最低賃金で勤務した場合、到底1人で暮らすことができないという状況でございます。また、東京が一番高い状態。全国一律にはなっていないということで地方から都会の方に若い人が移っていく。また、特に問題なのは県境の場合、高い最低賃金の方に移っていくという状況がございます。ですから、全国一律の最低賃金が必要だと考えます。また、実際の生計費に基づいて時給1,000円、また1,500円、そういうのを目指していくべきだと考えます。やっていく上でまた問題になるのは中小企業でございます。この中小企業に対しては手当をすべきだと。中小企業ですね、赤字のところもございます。ですから、法人税を減額するのではなく社会保険料負担の減額制度、これが妥当だと考えます。そういう意見書でございますので採択していただきますようよろしくお願いいたします。

します。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、発議第7号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、発議第7号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

最初に、発議第7号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決いたします。

発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 2名〕

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、発議第7号は否決されました。

日程第17、発議第8号義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○5番（折橋盛男君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番折橋盛男君。

○5番（折橋盛男君）

発議第8号義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について。



上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。  
平成29年9月5日提出、提出者大治町議会議員折橋盛男。

意見書案文を要約して提案理由の説明とさせていただきます。

学校現場では子供たちの健全育成に真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた子供たちを取り巻く学校課題は依然として克服されておられません。また、子供たちが全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であります。しかし、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されております。教育の機会均等と水準確保のために義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならぬ大きな責任の一つであります。

よって、平成30年度の政府予算編成に当たり義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。提出先は内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、発議第8号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、発議第8号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

最初に、発議第8号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第8号を採決いたします。

発議第8号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、発議第8号は可決されました。

日程第18、発議第9号国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○1番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

1番若山照洋君。

○1番（若山照洋君）

発議第9号国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について。

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成29年9月5日提出、提出者大治町議会議員若山照洋。

意見書案文を要約して提案理由の説明とさせていただきます。

私立学校は国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところであります。平成22年度の高校無償化の際に公立高校は無償化される一方で私立高校生には就学支援金が支給されたが、愛知県では県単独分の授業料助成が大幅に減額され、父母負担の公私格差は大きく広がってきました。そのため父母負担の公私格差の是正はいまだ抜本的な解決に至っておらず、私学を選びたくても選ぶことができないなど公私両輪体制にとっていびつな状況が続いています。全国的には私学を自由に選択するためには就学支援金の一層の拡充を初め、各県格差の是正支給対象を学納金とすることなどは喫緊の課題であります。

よって、当議会は政府に対し国の責務と私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、あわせて私立学校振興助成法に基づく国庫助成制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう地方自治法第99条により意見書を提出するものであります。提出先は内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。以上です。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、発議第9号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、発議第9号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

最初に、発議第9号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第9号を採決いたします。

発議第9号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、発議第9号は可決されました。

日程第19、会期の延長についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日までと議決されていますが、議事の都合によって9月29日までの3日間延長したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は3日間延長することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時09分 散会

(ここから下は平成29年9月定例会では使用しない)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員